

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 5 月 21 日（金）、第 26 回の委員会が開かれました。

- 1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（内閣提出第 62 号）
- ・小此木国務大臣、大西防衛大臣政務官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）杉田水脈君（自民）、濱村進君（公明）、本多平直君（立民）、重徳和彦君（立民）、広田一君（立民）、屋良朝博君（立民）、後藤祐一君（立民）、赤嶺政賢君（共産）、足立康史君（維新）、岸本周平君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 杉田水脈君（自民）

- （1）重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（以下「本法律案」という。）
- ア 本法律案と「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」との整合性
  - イ 本法律案が今国会において閣法として提出された経緯
  - ウ 国境離島等に尖閣諸島及び竹島が含まれるかの確認
  - エ 所有権や所有権以外の権原を有さずに土地を実効支配する者に対し行い得る対応
  - オ 竹島における韓国軍の使用施設等を撤去する命令ができないことの確認
  - カ 森林が本法律案の対象に含まれるかの確認
  - キ 土地等利用状況調査の調査方法及び期間
  - ク 土地等利用状況調査及び区域指定の際の地方公共団体との連携の方策
  - ケ 重要施設等の機能を阻害する行為（以下「機能阻害行為」という。）をしようとする者が他者名義の土地を借りる等の抜け穴を防ぐための措置
  - コ 宮内庁関連施設、国会議事堂、総理大臣官邸、官公庁及びいわゆる国民保護法上の生活関連等施設が重要施設として明記されていない理由
- （2）日本の安全と国益を守ることについての小此木国務大臣の決意

## 濱村進君（公明）

- （1）防衛省が行った防衛施設隣接地に係る調査及び内閣府が行った国境離島の領海基線近傍の土地に係る調査の内容、並びに両調査において調査できなかった事項
- （2）本法律案
- ア 重要施設に該当する可能性が高い防衛関係施設及び国境離島等の概数
  - イ 海上保安庁の施設や生活関連施設のうち、区域指定の対象となり得る施設の概数
  - ウ 機能阻害行為として現時点で想定している行為の種類
  - エ 特別注視区域における土地等の所有権移転等に係る事前届出
    - a 事前届出をする者の事務負担の程度
    - b 特別注視区域における不動産に係る契約を仲介する宅地建物取引士の果たす役割
    - c 売主と買主との直接取引がなされる場合に買主が届出の必要性を認識できるようにするための方策

## 本多平直君（立民）

- （1）水源地を本法律案の対象外とした理由

- (2) 自衛隊基地、在日米軍基地及び原子力発電所の反対派が購入した土地等が調査対象となる懸念
- (3) 機能阻害行為
  - ア 兵器や核燃料物質の搬入阻止のために道路に座り込む行為が対象となる可能性
  - イ 反対運動家が所有するトラクターの倉庫が対象となる可能性
  - ウ 法律に具体的に例示する必要性
- (4) 報告の徴収等の対象となる「土地等の利用者その他の関係者」
  - ア 法律にその他の関係者を例示する必要性
  - イ 基地等の反対運動家が対象となる可能性
  - ウ 土地等の所有者の近所住民、会社の同僚等が対象となる可能性
  - エ 報告の徴収等を拒むと罰金が科せられることの確認
- (5) 区域の指定、機能阻害行為及びその他の関係者の具体的内容が不明であるとの指摘に対する小此木国務大臣の見解
- (6) 外国人による基地周辺の土地等の購入
  - ア 過去には部隊の運用に支障を来していないと答弁したにもかかわらず、5月11日の衆議院本会議では答弁を拒否した理由
  - イ 現在、運用に支障を来していないことの確認
- (7) 「安保重要地、外資買収700件」との産経新聞記事（令和3年5月14日）
  - ア 記事の事実確認
  - イ 防衛省は当該記事が指摘した買収案件について調査を行っていないことの確認
- (8) 防衛省本庁舎が所在する市ヶ谷の特別注視区域への指定
  - ア 事前の与党協議において市ヶ谷は特別注視区域に指定しないことが約束されたかの確認
  - イ 与党協議において市ヶ谷への言及があったかの確認

#### 重徳和彦君（立民）

- (1) 目的規定に明記されている「安全保障」の定義
- (2) これまでに消滅した集落数
- (3) 外国資本による森林及び農地の取得
  - ア いわゆる「ウッドショック」の現状及び今後の対策
  - イ 安全保障の観点から森林の利用状況の調査及び利用規制を行う必要性
  - ウ 財務省がいわゆる外為法に基づき把握した外国資本が取得した土地等の面積及び中止勧告を发出した事例の有無
  - エ 農林水産省が把握した外国資本が取得した森林及び農地の件数及び面積
  - オ 森林及び農地も本法律案の対象に含めるよう検討する必要性
  - カ 水源地や農地が外国資本に買収されるという地方公共団体の懸念
  - キ 水源地の取得規制に係る地方公共団体独自の条例の実績及び効果
  - ク 水源地や農地を本法律案の対象に含める検討条項を追加する修正提案に対する小此木国務大臣の見解
- (5) 太陽光発電用地等の買収案件について外国資本が買収したものの割合及びいわゆるダミー法人が買収した事案の有無

#### 広田一君（立民）

- (1) 安全保障上のリスク
  - ア 安全保障上のリスクになる土地取引の有無
  - イ 法案審議の前提として安全保障上のリスクの内容を国民に説明する必要性

- ウ 国会審議において安全保障上のリスクの内容を説明しない理由
- エ ウの理由として事務遂行上支障を来すとの答弁の具体的内容
- オ 安全保障上のリスクを示す必要性
- カ 安全保障上のリスクの具体例
- キ 千歳及び対馬における自衛隊の運用上の支障の有無
- ク 千歳及び対馬における安全保障上のリスクの有無
- ケ 現時点ではクのリスクを認識していないことの確認
- コ 本法律案における安全保障上のリスクを例示する必要性
- サ 安全保障上のリスクについて説明不可能であることの確認
- (2) 本法律案の立法事実
  - ア 立法事実の有無
  - イ 機能阻害行為に該当すると想定される、防衛施設に対する電波妨害の事例の有無
  - ウ イについての答弁に対する小此木国務大臣の所見
  - エ 立法事実につながる電波妨害等の事例を認める必要性

#### 屋良朝博君（立民）

- (1) 憲法第 31 条（罪刑法定主義）についての内閣法制局の見解
- (2) 本法律案が規定の明確性の観点から憲法に抵触するものではないと内閣法制局も判断したことの確認
- (3) 本法律案の勧告、命令及び罰則について、一般の国民にとって分かりやすいように規定する必要性
- (4) 機能阻害行為として想定される指令部機能を阻害する行為のイメージ
- (5) 本法律案における機能阻害行為についての予見可能性
- (6) 注視区域等に指定された在日米軍施設周辺の区域にある土地等に係る訴訟が生じた場合の裁判上の説明の在り方
- (7) 普天間飛行場周辺の鉄塔の撤去のために日米地位協定を変更する可能性

#### 後藤祐一君（立民）

- (1) 区域の指定
  - ア 自衛隊員や米軍の宿舎、住宅、福利厚生施設、防衛局の防衛事務所及び防衛関連設備を製造する民間企業が注視区域の指定対象に含まれないことの確認
  - イ 第 2 条第 2 項第 3 号の「生活関連施設」に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」において指定されているもののうち、原子力発電所を除き駅、ダム等が含まれないことの確認
  - ウ 横須賀、厚木基地及び座間キャンプの周辺区域並びに指揮中枢機能及び司令部機能を有する施設等の要件を満たさない施設の周辺区域を特別注視区域に指定しないことの確認
  - エ 現時点で注視区域及び特別注視区域の指定を検討している対象を具体的に明示する必要性
- (2) 機能阻害行為
  - ア 重要施設を外部から単に見ることによる監視並びに当該監視が可能な建物の建設及び部屋の購入が機能阻害行為に含まれないことの確認
  - イ 重要施設への機材等の搬入や搬出を阻止する行為について、規制対象となる行為を条文に例示する必要性
  - ウ 単なる反対運動が規制対象とならないことを条文に明記する必要性
- (3) 報告徴収
  - ア 第 8 条に基づく報告の徴収等の具体的内容

- イ 第8条に基づく報告の徴収等において土地等の目的、用途が決まっていないと回答した場合に罰則が適用される可能性
- (4) 電波妨害行為
  - ア 電波妨害行為を行っている建物への立入調査、行政代執行による設備の除却、土地収用法に基づく土地収用及び電波に関連する法令等により当該行為を中止させることの可否
  - イ アの電波妨害行為を行う者が確知できない場合の行政代執行の可否
- (5) 事前届出
  - ア 第13条に基づく特別注視区域の事前届出を過失により怠った場合に罰則が適用される可能性
  - イ 同条第1項第4号の当該土地等の利用目的に記載する具体的内容及び未定と記載した場合に罰則が適用される可能性
  - ウ 同項第5号の内閣府令に定める事項の具体的内容
- (6) 「安保重要地、外資買収700件」との産経新聞記事（令和3年5月14日）で報じられた外国資本による防衛施設周辺の土地買収に係る神奈川県、沖縄県及び鳥取県の事例についての確認の有無
- (7) 本法律案の立法事実を明確にする必要性

#### 赤嶺政賢君（共産）

- (1) 「安保重要地、外資買収700件」との産経新聞記事（令和3年5月14日）
  - ア 報道内容の事実関係の調査結果
  - イ 同報道が誤報であるかの確認
  - ウ アの調査に当たり各機関が適切な説明を行ったかについての認識
  - エ 外国資本による防衛施設周辺の土地買収についてどの省庁がいかなる法的根拠に基づいてどのような調査を行っているか改めて調査し結果を報告する必要性
- (2) 本法律案の提出に当たり、戦前の歴史への反省及び教訓についての議論の有無並びにその教訓を踏まえた立法作業を行ったことの確認
- (3) 軍の行動を至上価値とし国民の権利は制限されても構わないという戦前の発想の本法律案について、現行憲法下で許容される余地はないとの指摘に対する小此木国務大臣の見解
- (4) 政府が立法事実としている地方自治体からの意見
  - ア 千歳市、苫小牧市及び対馬市の各議会から外国資本による土地取得を不安視する意見書が提出されていないことの確認
  - イ 地域住民の不安が広がっているとする根拠
  - ウ 千歳基地周辺で外国資本に取得されたとされる土地の取得時期、取得者及び利用目的
  - エ ウの土地の取得とIR施設整備との関連
  - オ 地方自治体から提出されている16件の意見書に小此木国務大臣が目を通したかの確認
  - カ 地方自治体からの意見書及び有識者会議の議論と本法律案の内容とは乖離しているとの指摘に対する小此木国務大臣の見解

#### 足立康史君（維新）

- (1) 新型コロナウイルス感染症への医療提供体制
  - ア 吉村大阪府知事が減らした病床は、確保病床でなく運用病床であることの確認
  - イ アは国の政策と一致していることの確認
- (2) 本法律案
  - ア 立法事実
  - イ 必要性
  - ウ 安全保障に係る敷地を区域指定の対象とする必要性

- エ 自衛隊基地等における底地の私有地の割合
- オ 土地所有者が賃貸借契約を更新しないため、使用を断念した那覇基地内の土地の有無
- カ 安全保障の観点から土地の収用規定を定める必要性
- キ 収用の手続的公平性を確保した上で国の権限を強化する必要性

**岸本周平君（国民）**

- (1) 普天間飛行場周辺の経済活動への影響及び所有権等の移転等の届出について 200 m<sup>2</sup>を区切りとすることの是非
- (2) 区域の指定
  - ア 関係する地方公共団体等の意見を集約することの確認
  - イ 国会へ報告する必要性
- (3) 権原に基づかず実質的に土地等を利用している者が調査の対象外となる懸念
- (4) 機能阻害行為等について、法律で例示せず基本方針に丸投げすることの妥当性
- (5) 国民の権利義務に影響を与える勧告や命令について国会へ報告する必要性